

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋地裁)第8回期日(20210803)提出の書面です。

平成31年(ワ)第597号 損害賠償請求事件

原告 大野利政、鷹見彰一

被告 国

## 第7準備書面

(札幌地裁判決の社会的影響について)

2021年(令和3年)7月28日

名古屋地方裁判所民事第8部合議A2係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 山田 麻 登

同 弁護士 堀江 哲 史

同 弁護士 矢崎 暁 子

原告ら訴訟復代理人 弁護士 水谷 陽 子

同 弁護士 進藤 一 樹

同 弁護士 砂原 薫

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋地裁)第 8 回期日(20210803)提出の書面です。

## 第 1 本準備書面の目的

原告らは、原告ら第 1 準備書面及び第 5 準備書面において、同性婚を認めない民法及び戸籍法の規定（以下「本件規定」という。）の違憲性の明白性に関して、同性間の婚姻及びこれに類似する制度の導入に関する様々な最近の取り組みや社会事実の変化等について主張立証を行った。

また、訴状において、原告らは、同性カップルが婚姻制度から排除される現状が、同性カップルに「社会が承認しない関係性」というステイグマを与えるものであり、同性カップルや同性愛者等に対して二級市民のレッテルを貼るに等しく、いわゆる「異性愛規範」、「異性愛中心主義」を生み出し、追認し続ける素地になっており、同性愛者等が抱える生きづらさを生む大きな要因になっていることについて主張した（訴状 5 3 ～ 5 4 頁）。

その後、札幌地裁令和 3 年 3 月 1 7 日判決（以下、「札幌地裁判決」という。甲 A 3 7 6。）において、同性婚を認めない本件規定が憲法 1 4 条で定められた平等原則に反して違憲であるとの判断が示された。同判決は、後述のとおり、各種メディアで大きく取り上げられ、注目を集めたほか、各地の弁護士会や当事者団体から、同判決を支持し速やかに同性婚を認める立法を求める声明文が発出されるなど、大きな反響があった。

他方で、札幌地裁判決を受けてなお、同性愛や同性カップルに対する差別が根強く存在することが改めて認識される機会も度々あった。

本準備書面では、札幌地裁判決が社会に与えた様々な影響について論じ、同性婚を認めない本件規定の違憲性及び同性婚を認める立法措置を何ら取らない国の立法不作為の違法性がますます明白となっていることを明らかにする。

## 第 2 札幌地裁判決を受けた国内における動向

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋地裁)第8回期日(20210803)提出の書面です。

## 1 各種メディアでの報道

2021年(令和3年)3月17日に札幌地裁判決が出ると、新聞・テレビ等の各種メディアは、早速これを取り上げて大きく報道した。地元の北海道新聞社では速報が配布されるほどであった(甲A378)。

新聞については、全国紙のみならず地方紙でも大きく取り上げられ、札幌地裁判決を高く評価し、これを支持する社説が、複数紙で掲載された。

### (1) 全国紙

札幌地裁判決が出た翌日の同月18日、朝日新聞は、朝刊の社説において、札幌地裁判決について「少数者の基本的人権を尊重し、時代の大きな流れにも沿った判決」と評価し、「これ以上手をこまぬくのは、差別に加担し偏見を助長するのと同じだ」と論じた(甲A379)。

また、同日、毎日新聞は、東京朝刊の社説において、札幌地裁判決を「人権尊重した画期的判断」と評価し、「今回の判断は、時代に即したものだと言える。」と論じている(甲A380)。

### (2) 地方紙

同じく、同月18日、東京新聞の社説では、札幌地裁判決について、「性的少数者の人権を重んずるのは当然」とし、「婚姻についても同性愛者の権利保護を明確にしたわけで、司法の役割は果たしたと評価できる。他の地裁で進む同様の裁判にも影響は必至だろう。」と論じた上で、国においては「もはや性的マイノリティーに対する社会意識が大きく変化しているのは明らかだ。性的指向で婚姻まで差別するのは不当だとの司法メッセージを重く受け止めるべきである。」と論じている(甲A381)。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】  
【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋地裁)第 8 回期日(20210803)提出の書面です。

さらに、同月 19 日の琉球新報の社説では、札幌地裁判決を「少数者の基本的人権を救済する司法の役割を果たすと同時に、多様性を認め合う社会の流れに沿った画期的な判決だ。」と評価し、「制度的な不平等を放置すれば、少数者への偏見を助長することにもなる。多様化する家族の在り方に合わせた、柔軟な法制度が必要だ。」と論じている(甲 A 3 8 2)。

## 2 諸団体による意見書等の発出

### (1) 宮崎県弁護士会

2021年(令和3年)3月23日、宮崎県弁護士会は、札幌地裁判決が「同性婚を認めないことについて許されない差別的取り扱いであるとしその違憲性を明確に認めたことは大いに評価でき」とし、これを受けて「国に対し同性婚を認め民法等の関連する法令の改正に速やかに取り組むことを求める」会長声明を発出した(甲 A 3 8 3)。

### (2) 沖縄弁護士会

同月30日、沖縄弁護士会は、札幌地裁判決を高く評価し、「国に対し本判決の異議と重要性を真摯に受け止め、速やかに、法律上の性別が同じカップルにも異性婚と等しく婚姻制度を認めるための検討を進めることを求める」会長談話を発表した(甲 A 3 8 4)。

### (3) 札幌弁護士会

同年4月1日、札幌弁護士会は、札幌地裁判決について「本判決は、同性間の婚姻を認めない現行の規定が憲法14条1項で定められた平等原則に反し違憲であるとした、我が国で初めての歴史的判決であるとともに、原告らが受けてきた不利益が差別であり人権侵害であることを正面から認めた画期的判決」であると高く評価し、「国に対し、本判決を真摯に受け止め、重大な人権侵害を生んでい

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】  
【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋地裁)第8回期日(20210803)提出の書面です。

る現在の違憲状態を速やかに解消するべく、同性間の婚姻を認める立法に直ちに着手することを強く求め」る会長声明を発出した(甲A385)。

#### (4) 福岡県弁護士会

同月28日、福岡県弁護士会は、札幌地裁判決について「マイノリティであるがゆえに立法の過程で実現することが困難な権利が問題となる本件につき、違憲判断を行い、人権の最後の砦としての司法の役割を正しく果たした点で、高く評価すべきものである」とし、「政府及び国会に対し、本判決を真摯に受け止め、同性間の婚姻制度を直ちに整備すること」を求める会長声明を発表した(甲A386)。

#### (5) 茨城県弁護士会

同月30日、茨城県弁護士会は、札幌地裁判決を高く評価し、「国会に対し、民法等関連法令を速やかに改正して同性婚を認める立法を求める」会長声明を発出した(甲A387)。

#### (6) 長野県弁護士会

同日、長野県弁護士会は、74回目の憲法記念日に寄せる会長談話の中で、札幌地裁判決について「人は個人として等しく尊重されるべきこと、そして少数者保護、法の下での平等といった憲法の理念が、本件において正しく機能した」と高く評価した(甲A388)。

#### (7) 熊本県弁護士会

同年5月25日、熊本県弁護士会は、札幌地裁判決を受けて、「国に対し、本判決を真摯に受け止め、重大な人権侵害を生んでいる現在の違憲状態を速やかに解消するべく、法令上の性別が同じ者の婚姻が可能となるよう法律改正に直ちに着手することを強く求める」会長声明を発出した(甲A389)。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋地裁)第 8 回期日(20210803)提出の書面です。

#### (8) 埼玉県弁護士会

同月 26 日、埼玉県弁護士会は、札幌地裁判決について「法律上同性同士の婚姻ができないことは、同性愛者に対する不当な差別であるとした点において、画期的であり、かつ、人権の最後の砦としての司法権の役割を全うしたものとして高く評価できる。」とした上で、「国に対し、本判決の内容及び『結婚の自由をすべての人に』訴訟の原告らの声を真摯に受け止め、法律上同性同士でも婚姻ができるように、民法及び戸籍法を速やかに改正することを求める」会長声明を発出した(甲 A 390)。

#### (9) 山口県弁護士会

同月 31 日、山口県弁護士会は、札幌地裁判決を受けて、国に対して「本判決の認定を真摯に受け止めて違憲と評価された現在の状態を速やかに解消するべく、民法・戸籍法等の婚姻等に関する諸規定の改正に速やかに着手することを強く求める」会長声明を発出した(甲 A 391)。

#### (10) 鹿児島県弁護士会

同年 6 月 2 日、鹿児島県弁護士会は、札幌地裁判決について「同性間の婚姻を認めない民法及び戸籍法の規定が違憲であると判示したはじめての判決」と高く評価し、「同性カップルが婚姻できる法整備がされない以上、『同性カップルは異性カップルと同等の保護に値しない異質な存在である』というメッセージを国が国民に対して送っているも同然であり、同性カップルに対する差別に他ならない。」と述べた上で、「国会及び政府に対し、札幌地裁違憲判決を真摯に受け止め、すべての人が平等に婚姻できるような法整備等を速やかに行うことを強く求める」会長声明を発出した(甲 A 392)。

#### (11) 愛知県弁護士会

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】  
【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋地裁)第 8 回期日(20210803)提出の書面です。

同月 22 日、愛知県弁護士会は、札幌地裁判決を受けて、「同性愛者を含む性的少数者については、差別や偏見の解消のため、同一の婚姻制度を婚姻当事者の性別に関わりなく利用できることこそが重要である」と述べた上で、「国に対し、本判決を真摯に受け止め、重大な人権侵害を生んでいる現在の違憲状態を速やかに解消すべく、同性間の婚姻を可能とする立法（法改正）に直ちに着手することを強く求める」会長声明を発出した（甲 A 393）。

#### (12) 日本社会福祉士会及び日本精神保健福祉士協会

同年 3 月 25 日、公益社団法人日本社会福祉士会と、公益社団法人日本精神保健福祉士協会は、共同で、「すべての人々を、出自、人種、民族、国籍、性別、性自認、性的指向、年齢、身体的精神的状況、宗教的文化的背景、社会的地位、経済状況などの違いにかかわらず、かけがえのない存在として尊重することを宣言し」ている立場から、札幌地裁判決が「同性同士の婚姻が認められないことが合理的根拠を欠く差別的取り扱いとして違憲性を明確に認めたことを評価」する旨の見解を発表した（甲 A 394）。

(13) 以上のように、弁護士会をはじめとする多数の団体が、札幌地裁判決を評価し、国に対して同性間の婚姻を認める立法を行うことを求める意見を発表している。

### 3 自治体におけるパートナーシップ制度のさらなる広がり

原告ら第 5 準備書面提出後も、日本各地でパートナーシップ制度はますます広がりを見せている。原告ら第 5 準備書面においては、2020 年（令和 2 年）12 月 28 日時点の情報を記載したが、その後、2021 年（令和 3 年）7 月 21 日時点で、以下の地域について、新たにパートナーシップ制度が導入・施行されている。特に、札幌地裁判決後の同年 4 月以降には、約 30 もの自治体がパートナーシップ制

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋地裁)第8回期日(20210803)提出の書面です。

度を導入した。

このうち、兵庫県明石市、東京都足立区及び愛知県豊田市では、「パートナーシップ・ファミリーシップ制度」が導入され、2者のパートナーシップのみならず、家族として暮らしている子ども（未成年者）との関係も合わせて照明する制度が始まった（甲A399、411、436）。

このように、パートナーシップ制度は、札幌地裁判決以前に既に全国各地の地方自治体で導入されてきていたが、札幌地裁判決後は、同性カップルの関係性を承認する動きが、各地方自治体でさらに大きな広がりを見せており、人口的にもより拡大しつつある。

2021年（令和3年）1月

神奈川県三浦市（甲A395）

徳島県吉野川市（甲A396）

広島市（甲A397）

香川県東かがわ市（甲A398）

兵庫県明石市（ファミリーシップ制度）（甲A399）

同年2月

埼玉県桶川市（甲A400）

高知市（甲A401）

同年3月

埼玉県伊奈町（甲A402）

京都府亀岡市（甲A403）

埼玉県上尾市（甲A404）

同年4月

群馬県安中市（甲A405）

埼玉県越谷市（甲A406）



【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋地裁)第8回期日(20210803)提出の書面です。

埼玉県三芳町 (甲 A 4 0 7)

埼玉県本庄市 (甲 A 4 0 8)

埼玉県行田市 (甲 A 4 0 9)

東京都国立市 (甲 A 4 1 0)

東京都足立区 (ファミリーシップ制度) (甲 A 4 1 1)

神奈川県大和市 (甲 A 4 1 2)

神奈川県茅ヶ崎市 (甲 A 4 1 3)

神奈川県藤沢市 (甲 A 4 1 4)

長野県松本市 (甲 A 4 1 5)

静岡県富士市 (甲 A 4 1 6)

愛知県豊橋市 (甲 A 4 1 7)

奈良県生駒市 (甲 A 4 1 8)

奈良県天理市 (甲 A 4 1 9)

兵庫県西宮市 (甲 A 4 2 0)

兵庫県猪名川町 (甲 A 4 2 1)

香川県土庄町 (甲 A 4 2 2)

香川県小豆島町 (甲 A 4 2 3)

香川県多度津町 (甲 A 4 2 4)

徳島県北島町 (甲 A 4 2 5)

大分県臼杵市 (甲 A 4 2 6)

宮崎県日南市 (甲 A 4 2 7)

鹿児島県指宿市 (甲 A 4 2 8)

宮崎県延岡市 (甲 A 4 2 9)

同年 5 月

千葉県浦安市 (甲 A 4 3 0)

同年 6 月

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋地裁)第8回期日(20210803)提出の書面です。

京都府長岡京市 (甲 A 4 3 1)

同年 7 月

埼玉県東松山市 (甲 A 4 3 2)

神奈川県南足柄市 (甲 A 4 3 3)

神奈川県大井町 (甲 A 4 3 4)

金沢市 (甲 A 4 3 5)

愛知県豊田市 (ファミリーシップ制度) (甲 A 4 3 6)

#### 4 国会における状況

##### (1) 院内集会の開催及び多数の国会議員の参加

2021年(令和3年)3月25日、同性婚の法制化を求める院内集会「第3回マリフォー国会」が開催された。

同院内集会には、憲法学者である木村草太氏(東京都立大学法学部教授)も参加し、札幌地裁判決の分析を発表した。

第3回マリフォー国会に参加した国会議員は40名、さらに議員は出席しなかったものの、秘書が参加した国会議員は17名であった(甲 A 4 3 7)。

また、その他、同院内集会にメッセージを寄せた議員は44名であり、その中には、小倉将信議員、國場幸之助議員、藤丸敏議員、平将明議員など、与党である自由民主党の議員も含まれていた(甲 A 4 3 8)。

##### (2) 衆議院第204回国会予算委員会(甲 A 4 3 9)

2021年(令和3年)5月10日、衆議院の予算委員会において、自民党のLGBT特命委員会事務局長である橋本岳議員が、「どのような性的指向を持つ方であっても、どのような性自認を持つ方であっても、この憲法第十四条の法の下での平等、あるいは差別をされないという対象にあるのだ、含まれているのだというふうに考え

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋地裁)第 8 回期日(20210803)提出の書面です。

ております。この点について、政府としての見解をお尋ねをいたします。」と質問したところ、坂本内閣府大臣は、「憲法第十四条の趣旨に照らしましても、性的指向、性自認を理由といたします不当な差別や偏見は決してあってはならないというふうに認識をしております。政府といたしましては、このような認識の下、多様性が尊重され、そしてお互いの人権や尊厳を大切に、生き生きとした人生を享受できる共生社会の実現に向けて、しっかりと取り組んでまいります。」と答弁した。

### (3) 国会の状況についてのまとめ

このように、与党も含め、同性婚の法制化への賛成を表明する国会議員は増えているものの、同性婚を可能とする法案が審議されることはなく、国会議員は長期にわたって立法措置を懈怠している。

## 5 国民の意識の変化

### (1) 朝日新聞の電話世論調査 (甲 A 4 4 0)

札幌地裁判決直後の 2021 年 (令和 3 年) 3 月 20 日、21 日に朝日新聞が実施した電話世論調査によれば、「男性同士、女性同士の結婚を法律で認めるべきだと思いますか」との質問に対し、「認めるべきだ」との回答は 65% に上り、「認めるべきでない」との回答の 22% を大幅に上回った。

2015 年 (平成 27 年) 2 月に実施した電話調査では「認めるべきだ」との回答が 41% であったことと比較すると、認めるべきとする回答は、6 年間で 14 ポイントも上昇している。

なお、年代別に見ると、若年層ほど同性婚を肯定的に捉える傾向は、2015 年 (平成 27 年) も 2021 年 (令和 3 年) も変わっていない。しかし、2021 年 (令和 3 年) の調査では、40~50 代の 7 割、60 代も 66% が「認めるべきだ」と回答している。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】  
【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋地裁)第8回期日(20210803)提出の書面です。

2015年(平成27年)の調査で「認めるべきだ」が半数を超えたのは20代と30代のみであり、60代以上では「認めるべきでない」との回答の方が多数であったことと比較すると、この数年で、中年層・高齢者層においても同性婚に対する理解が深まりつつあるといえる。

## (2) NHK放送文化研究所の「ジェンダーに関する世論調査」(甲A441)

2021年(令和3年)6月28日、NHK放送文化研究所は、「ジェンダーに関する世論調査」の結果を発表した。この調査結果は、全国18歳以上の2890人を対象に、札幌地裁判決直後の2021年3月26日～28日にかけて電話法で調査し、1508人より回答を得たものを集計した結果である。

この調査では、「日本の婚姻制度では、結婚は男女の間に限られています。男性どうし、女性どうしの結婚も認めるべきだという意見があります。こうした意見について、あなたは賛成ですか。反対ですか。」という問いに対して、「賛成」「どちらかといえば、賛成」が56.7%と「反対」「どちらかといえば、反対」の36.6%を上回っている。「賛成」とした理由については、「誰にでも平等に結婚する権利があるから」という回答が75.6%と最多だった。

(3) このように、この数年で、日本国内で広くセクシャル・マイノリティについての知識が浸透し、同性婚に対する賛成の意見が高まっていることは明らかである。

6 以上のとおり、社会において、札幌地裁判決を歓迎し、これを支持する声が大きく、同性婚の法制化に向けた議論が進みつつあることからすると、同性婚を認めない本件規定の違憲性が一層明白になっていることは明らかである。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋地裁)第8回期日(20210803)提出の書面です。

### 第3 札幌地裁判決後もなお同性カップルや同性愛者に対する差別が根強く存在すること

#### 1 札幌地裁判決直後の政府の対応

2021年(令和3年)3月17日、札幌地裁判決直後の記者会見において、加藤勝信官房長官は、「政府としては、婚姻に関する民法の規定が憲法に反するものとは考えていない。」と話し、同性婚に関する法整備の必要性については、他の裁判所に係属中の同種訴訟における判断を注視すると述べるにとどまった(甲A442)。

また、同日、自民党の下村博文政調会長は、記者会見において、セクシャル・マイノリティへの理解なしに同性婚などを導入すれば「社会の混乱につながる」というのが党の考え方であると説明した(甲A442)。

このように、札幌地裁判決を受けても、政府は同性婚に関する法整備への対応には消極的な姿勢を示し、同性婚を可能にするような民事法制の企画立案を怠り続けている。

#### 2 性的指向及び性同一性に関する国民の理解増進に関する法律(以下「LGBT理解増進法」という。)案をめぐる政治家の差別的発言等

(1) 2021年(令和3年)4月8日、自民党の「性的指向・性自認に関する特命委員会」(委員長・稲田朋美元防衛相)は、LGBT理解増進法について、今国会に議員立法で提出し、成立することを確認した。

LGBT法案をめぐるっては、同委員会が2016年(平成28年)に国会提出を目指したものの、党内の慎重論を受けて断念した経緯があるが、札幌地裁判決を受けて、議論を再開するに至ったものである。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】  
【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋地裁)第8回期日(20210803)提出の書面です。

LGBT理解増進法案について、与野党協議では、法律の目的と基本理念に「性的指向及び性自認を理由とする差別は許されないものであるとの認識の下」などと加えることなどで修正合意ができていた。

しかし、自民党の保守派からは「差別は許されない」という文言への反発が大きく、同年5月20日、同法律案を議論した自民党の会合において、築和生・元国土交通政務官は、「生物学的に自然に備わっている『種の保存』にあらがってやっている感じだ。」と差別的発言をした(甲A443)。また、西田昌司議員は「LGBTは道徳的に許されない」という趣旨の差別的発言をしたという(甲A444)。

これらの事実は、政治家が、セクシャル・マイノリティに対する施策や同性婚の法制度が不要である(のみならず、有害である)という見解を、公的な場において確信的に表明されているという点で重大であり、札幌地裁判決後のバックラッシュであるともいえる。

このように、性的指向や性自認の多様性に対する偏見に基づく差別的発言が相次いだ結果、同月28日、自民党は、LGBT理解増進法案の今国会提出を見送ることを決定した。

(2) その後、自民党がLGBT理解増進法案の国会提出を見送ったことを受けて、菊池祐太郎・前日弁連会長や鬼丸かおる・元最高裁判事らが呼びかけ人となり、同年6月8日、直ちにLGBT理解増進法案の提出を求める緊急声明を発出した。この声明には、全国の弁護士や法学者ら1200名以上が賛同した(甲A445)。

こうした動きにもかかわらず、自民党は、党としては声明文を受け取ることはせず、結局、今国会においてLGBT理解増進法案を提出することはなかった。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】  
【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋地裁)第 8 回期日(20210803)提出の書面です。

3 以上のとおり、札幌地裁判決を受けてもなお、国は同性婚に関する法整備に消極的である。また、自民党は L G B T 理解増進法案すら提出を見送ってしまっており、その過程で政治家からも同性愛者等に対する差別発言が繰り返されている。このように、同性カップルが婚姻制度から排除される現状は続いている。

その結果、同性カップルに対するスティグマや差別は根強く残存し、同性カップルや同性愛者等の「個人の尊厳」(憲法 1 3 条)ひいては婚姻の自由(憲法 2 4 条 1 項、2 項)が侵害され続け、不合理な差別状態(憲法 1 4 条 1 項)が継続しているものである。

#### 第 4 まとめ

以上のとおり、札幌地裁判決後の諸動向に照らすと、本件規定が憲法 2 4 条 1 項、同 1 3 条及び同 1 4 条 1 項に反することは、国会議員にとってますます明白になっており、国会議員が同性婚に関する立法措置を懈怠し続けていることに、合理的な理由など何ら存在しない。

以 上